

◆法人事業税の税率表（平成11年4月1日～）

区分	法人の種類	所得等の区分	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度		平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度		平成11年4月1日から平成20年9月30日までに開始する事業年度		
			不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	
			所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	
所得・清算所得※ を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	適軽減用法人税率	年400万円以下の所得	3.4	3.65	3.4	3.65	2.7	2.95	5	5.25
		適軽減用法人税率	年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1	5.465	5.1	5.465	4	4.365	7.3	7.665
		適軽減用法人税率	年800万円を超える所得	6.7	7.18	6.7	7.18	5.3	5.78	9.6	10.08
		清算所得※ ¹	軽減税率不適用法人	—	—	—	—	(5.3)	5.78	—	10.08
	特別法人 〔法人税法別表三に掲げる協同組合等（農業協同組合、信用金庫等）及び医療法人〕	適軽減用法人税率	年400万円以下の所得	3.4	3.65	3.4	3.65	2.7	2.95	5	5.25
		適軽減用法人税率	年400万円を超える所得	4.6	4.93	4.6	4.93	3.6	3.93	6.6	6.93
		清算所得※ ¹	軽減税率不適用法人	—	—	—	—	(3.6)	3.93	—	6.93
	収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業又は保険業を行う法人	収入割	0.9	0.965	0.9	0.965	0.7	0.765	1.3	1.365
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 〔資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く）〕	適軽減用法人税率	年400万円以下の所得	(1.6)	1.755	(2.2)	2.39	(1.5)	1.69	—	3.99
		適軽減用法人税率	年400万円を超え年800万円以下の所得	(2.3)	2.53	(3.2)	3.475	(2.2)	2.475	—	5.775
		適軽減用法人税率	年800万円を超える所得	(3.1)	3.4	(4.3)	4.66	(2.9)	3.26	—	7.56
		清算所得※ ¹	軽減税率不適用法人	—	—	—	—	(2.9)	3.26	—	7.56
	付加価値割	—	0.756	—	0.504	—	0.504	—	0.504		
	資本割	—	0.315	—	0.21	—	0.21	—	0.21		

※1 清算所得に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後に解散した法人は、所得金額に課税されます。

(注) ()内の税率は、東京都での適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。